

京都市告示第 2 5 6号

平成 2 2 年 1 月 8 日京都市告示第 3 9 4 号（個人の市民税の寄附金控除の対象として認める市民の福祉の増進に寄与する寄附金）の表について、一部を次のとおり変更します。

令和 8 年 7 月 2 4 日

京都市長 松井 孝治

「

| 控除対象寄附金    | 法人又は団体の所在地          |
|------------|---------------------|
| 学校法人光華女子学園 | 京都市右京区西京極野田町 3 9 番地 |

を

」

「

| 控除対象寄附金  | 法人又は団体の所在地          |
|----------|---------------------|
| 学校法人光華学園 | 京都市右京区西京極野田町 3 9 番地 |

に改める。

」

（行財政局税務部税制課）